



「働き方改革」で過労死はなくなるか

労働現場の取材から

問われる経営者の意識改革と労働組合への信頼

中部 剛 著

西山 和宏

今通常国会の施政方針演説において安倍首相は「働き方改革を断行する」と宣言し、国会では働き方改革関連法案が審議されている。一部専門職を労働時間規制から外す「高度プロフェッショナル制度(高プロ)」の創設についても、政府は「意欲や能力、創造性を十分に発揮できるようにするための制度だ」と説明している。

過労死やパワーハラスメントに関連するニュースが、毎日のように新聞やテレビで報道されるなかで、働き方に関する法改正は急務である。本書は、「長時間労働を是正し、仕事と生活を調和させる仕組みづくり」には何が必要なのかをさまざまな面から問いかけている。

著者は、「労働」をテーマに取材を続けてきた神戸新聞の記者である。取材経験をもとに、労働現場の実態と過労死遺族の姿と言葉が多く書き込まれている。第2章「労働現場の実態」では、「道路施工管理」「精神保健福祉相談員」「公務員」「会社員」のタイトルで4人の事例が紹介されている。また、第3章「若者の苦境」では、「プログラマー27歳」「製菓会社社員20歳」「大手印刷会社勤務27歳」「事務・社員22歳」の自死について、遺族の苦しみと悲しみがつづられている。長時間労働を課せられパワーハラスメントを受けた被災者や遺族の言葉を通じて、過酷で過重な労働実態を私たちが知る機会となる。

月178時間にも及ぶ長時間労働を行わざるを得なかった男性は、退勤から次の出勤まで僅か8分しか空いていない日もあった。27歳の男性は、半年間の平均残業時間が97時間、1ヵ月では150時間を超える月もあった。午前9時に出勤し翌日の午前8時半まで勤務し、その30分後にはまた出勤し午後10時まで勤務していた。拘束されていた時間は37時間である。電通社員であった高橋まつりさんの自殺が社会問題となったが、本書で紹介されている事例からも、過重・過密・過酷な労働実態は一部の企業にとどまらないことが理解できる。

また、「過労死した息子の3回忌に寄せて」と題する母親の手記も掲載されている。遺族は、息子が自殺したのは、長時間労働を放置した会社側の責任であるとして、業務上過失致死の疑いで上司らを神戸地検に告訴した。手記はその際に公表された母親の心の疼きである。著者は「遺族がなぜ辛い体験を語るのか。異口同音に『二度とこのような悲劇を起こしてほしくない』と言う。私たち、私たちの社会は、過労死遺族のメッセージをしっかりと受け止めなければならない」と訴える。

さらに、真の働き方改革にむけては、経営者の意識改革と労働組合の信頼回復が必要であると訴えている。労働時間の短縮は、従業員（労働組合）と企業双方の努力がないと実現しない。長時間労働



中部 剛 著

アトリエエム ブックレット、2018年1月、A5判並製、80頁、定価700円＋税

が是正されないのは、36協定に同意する労働組合にも責任があると指摘する。

そのうえで、「私たちの働き方に対する考え方や、企業風土・企業文化を変えなければ、いくら制度が変わっても有名無実化してしまう」と述べている。

本書では、過労死等の労災認定基準の解説や認定状況についても紹介されている。コンパクトに多岐にわたる内容が網羅されており、労働者、家族、企業、労働組合、行政機関など、立場を超えてこれからの働き方を考える一助となるブックレットである。

にしやま かずひろ
NPO法人NPO法人ひょうご労働安全衛生センター 専務理事